

# 平成27年4月から 合併浄化槽を市が設置します

## 合併浄化槽を 三好市全域に拡大します

日常生活で何げなく流している生活排水が、川や海の水質汚濁の大きな原因と言われていました。三好市ではこれまで、合併浄化槽整備と池田町の1地区において農業集落排水で適正な生活排水処理を行ってきましが、今後、急激な人口減が予想される中で、公共下水道や農業集落排水のような集合処理では、処理施設の維持管理に莫大な財政負担が必要となることから、平成27年度より、三好市全域を「浄化槽市町村整備推進事業」で生活排水を適正に処理していくこととしました。

この「浄化槽市町村整備推進事業」とは、合併浄化槽を市が設置（市町村設置型）していくもので、これまで井川町と山城町で実施されてきた方式を三好市全域に拡大するものです。

事業の内容は、公共下水道などと同じ考え方で、申請者の方から浄化槽設置工事の一部を工事分担金として納めてもらって合併浄化槽を設置します。その合併浄化槽の所有は市となり、使用者から使用料をいただいで維持管理（点検・清掃・法定検査）を市が行う公営企業方式で実施していきます。

平成26年度まで個人設置型▽三野町、池田町（農業集落排水地区を除く）西祖谷山村、東祖谷市町村設置型▽井川町、山城町平成27年度から市町村設置型（PFI方式）▽市内全域を整備

## 事業の推進は民間活力を活用したPFI方式で実施

市が設置（市町村設置型）での事業は、市が事業主体として行うため、事前協議・設計・発注・

施工管理・検査・維持管理など多くの業務が発生します。そこに民間の資金、経営能力、技術力を活用して、行政に代わってより効率的に、より早く事業の推進を行う方法の一つとして「PFI方式」があります。

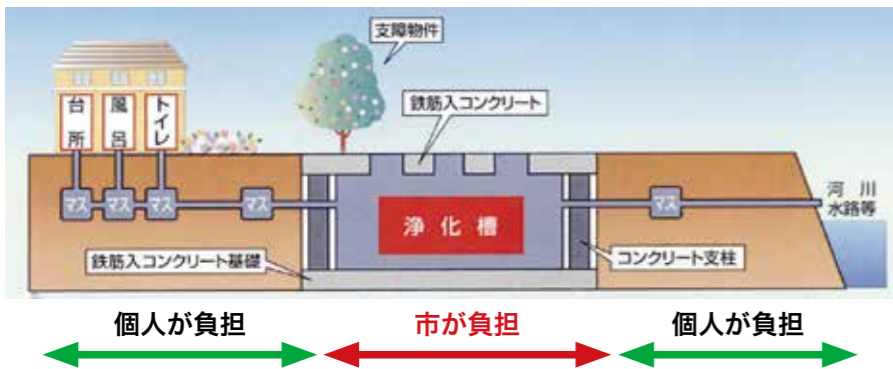
この「PFI方式」は、第三セクター方式などとは異なり、純民間企業が事業主体となり工事の事前協議から施工、維持管理、使用料徴収まで一貫して市に代わって行う方式です。

今回の「PFI方式」を実施する民間企業は、市内の16社を構成企業とする「(株)三好浄化槽ネットワーク」が実施します。市は(株)三好浄化槽ネットワークと事業契約を締結しており、浄化槽の設置から維持管理、使用料徴収までの業務を、(株)三好浄化槽ネットワークが市に代わって行います。

## 合併浄化槽設置の負担区分

合併浄化槽を設置するには、乗用車1台分程度の用地が必要です。また、工事の際に建設作業用の重機などが作業をするスペースも必要になります。設置場所などについては、(株)三好浄化槽ネットワークにご相談ください。

合併浄化槽設置の負担区分



## 市が負担する経費

- 工事については：
- 浄化槽本体工事（国が定める標準工事費の範囲以内の工事）
  - ・鉄筋入りコンクリート基礎
  - ・鉄筋入りコンクリートスラブ
  - ・コンクリート支柱（荷重型の場合）
  - ・ブロー設置および空気配管
- 維持管理については：
- ・保守点検、清掃
  - ・消毒剤の薬剤代
  - ・使用者に責任のない修繕
  - ・法定検査料

## 個人が負担する経費

- 工事については：
- 工事分担金（※別表1）
  - 支障物件の撤去、移転、復旧工事費
  - ・庭木、家屋、塀、庭石、水道管、コンクリート、その他の支障物件
  - 付帯工事費
  - ・流入ポンプ、放流ポンプ、配線工事、浄化槽の上を基準重量以上の車の駐車場等に利用するために必要な補強工事など
  - 浄化槽本体工事以外の工事費
  - ・宅内、宅外排水設備工事、水洗便所などに必要な費用
- 維持管理については：
- ・月額使用料（※別表1）
  - ・水道代
  - ・電気代
  - ・流入ポンプ、放流ポンプの修繕および交換
  - ・使用者に責任のある修繕
  - ・浄化槽を休止する場合の浄化槽清掃費
  - ・使用者の都合により浄化槽の移転または撤去する場合

## 浄化槽設置に向けての 手続きなど

市が設置（市町村設置型）をする浄化槽は、個人住宅、店舗併用住宅、事業所など100人槽までが対象となります。浄化槽の設置の手続きとしては、設置の申請書、浄化槽設置に関する協定書、土地使用貸借契約書などが必要になります。詳しくは次のお問い合わせ先までご連絡ください。

別表1 工事分担金・月額使用料（税込み）

人槽区分	工事分担金	月額使用料
5人槽	102,000円	3,780円
7人槽	113,400円	4,320円
10人槽	138,000円	5,080円
11人槽以上	お問合せください	

※工事分担金は浄化槽設置工事時の1回のみです。  
※月額使用料は、PFI方式のため(株)三好浄化槽ネットワークが集金業務、口座振替などの手続きを市に代わって行います。

別表2 転換補助金制度

区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
単独処理浄化槽	60,000円	70,000円	80,000円
汲取り槽	大きさに関係なく 32,000円		

## 転換補助金制度

単独処理浄化槽および汲取り槽を使用のご家庭は、台所、風呂、手洗いなどの生活排水は浄

## 【お問い合わせ先】

(株)三好浄化槽ネットワーク  
電話 87・8847  
フリーダイヤル  
0120・878・844  
三好市役所環境課  
電話 72・3436